

## はじめに

当地区は、名古屋開府以来の武家屋敷の形成に始まり、明治以降の大きな変革を経て、現在は戦前の優れた近代洋風建築や和風建築が多く残る、緑豊かな美しい町並みが形成されています。昭和60年5月には、名古屋市町並み保存要綱に基づき、「白壁・主税・榑木町並み保存地区」に指定し、地域住民と行政が協力しながら、歴史的景観の保全に取り組んでいます。

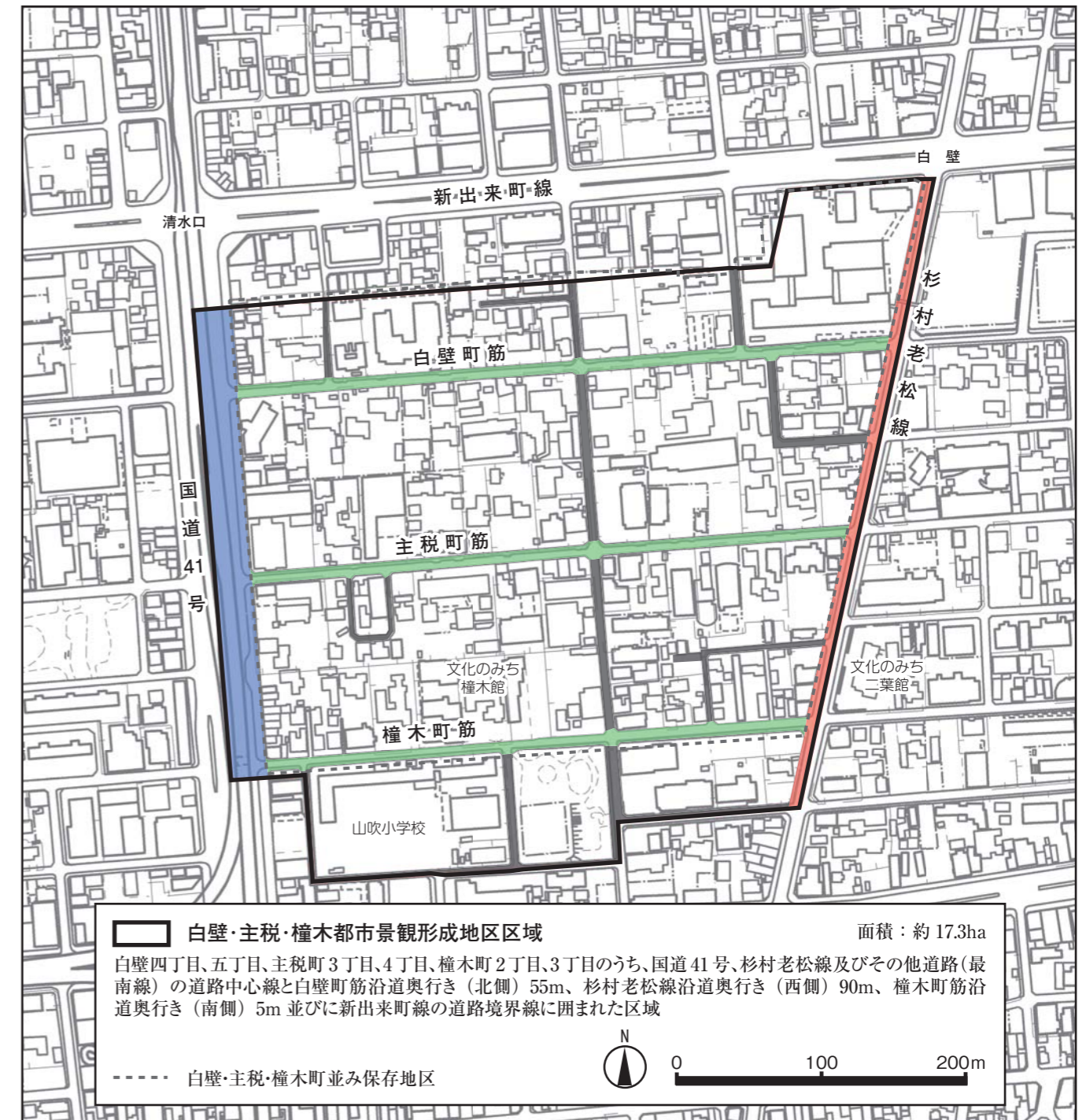
さらに、景観法\*1に基づく名古屋市景観計画\*2において特に良好な景観の形成をすすめる地区として「白壁(しらかべ)・主税(ちから)・榑木(しゅもく)都市景観形成地区」へと位置付けることで、より効果的な届出制度が導入され、平成24年3月より、基本方針や景観形成基準に基づき良好な景観を誘導します。

\*1：平成16年6月制定

\*2：平成19年3月策定

## 基本方針

名古屋開府以来の武家屋敷地の面影、優れた戦前の和風・洋風建築物、緑豊かな住宅地としての佇まいを活かし、歴史・文化の香りを感じさせる、閑静で落ち着いた都市空間とします。



面している道路に該当する景観形成基準が適用されます。

●白壁・主税・榑木都市景観形成地区内で、建築物、工作物、広告物の新築や変更などを計画する場合には、景観形成基準を守っていただくとともに、事前に届出又は許可申請が必要です。

●このパンフレットは、白壁・主税・榑木地区のまちづくりにご理解をいただき、皆様のご協力をいただくために作成したものです。

広告物

37

白抜き例

番号が白抜きとなっている事項は、屋外広告物条例に基づく規格となります。これに適合しない屋外広告物は許可されません。それ以外の事項については誘導基準となっています。屋外広告物を掲出する場合は、ここで記述されていない全市的な規格がありますので、屋外広告物条例を確認してください。

基本事項

34



広告物は、地区のイメージを高めるような質の高い落ち着いたデザインとする。

屋外広告物は都市景観を形成する重要な要素です。白壁・主税・榎木地区は、閑静で落ち着いた街並みをめざしています。個々の広告物のデザインを優れたものにするだけでなく、周辺の街並みや建築物と、デザインや色彩、材質などが調和するよう努めてください。

35



広告物の形態、意匠、色彩、大きさ、位置などは、街並みと調和するとともに、建築物との調和にも配慮し、秩序ある掲出を行う。

住宅街であることから、広告物については、必要最小限の大きさと数とし、街並みと調和した美しいデザインとするよう努めてください。

36

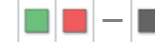


広告物は、自家用広告物とする。ただし、街並みに調和するよう景観上デザインが優れていると市長が特に認めたものについては、この限りでない。

自家用広告物とは、建築物の名称や、建築物に入居しているテナントの名称、社名、およびそれらが取り扱っている商品を表示するものを指します。自家用以外の広告物は、屋上広告、壁面広告、突出広告、地上広告などの種類を問わず制限されます。

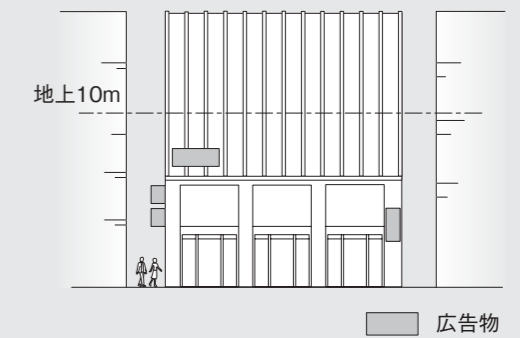
3 杉村老松線 国道41号 その他の道路

37



広告物は地上から10mを超えて掲出しません。

ただし、建築物と一体的にデザインされたもので、市長が特に認めた壁面広告については、この限りでない。



3 杉村老松線 国道41号 その他の道路

広告物

色彩など(町内会が表示又は設置するものを除く)

38



町並み保存地区にも指定されていることに配慮し、高彩度色は、使用する面積を抑え、アクセントとして効果的に用いるなど注意して使用する。

39



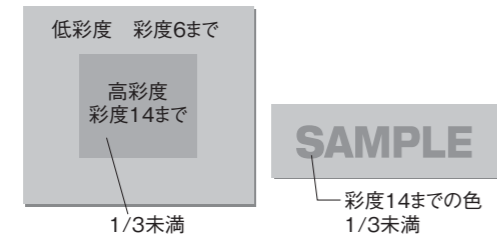
彩度14を超える色は使用しない。

40



彩度6を超える色は、表示面積の1/3以上又は地色には使用しない。

ただし、街並みとの調和に十分な配慮を行うもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。



41



補色関係など刺激の強い配色をする場合は、彩度を下げるなど注意して使用する。

42



文字や図柄は、バランス良く配置する。また、雑然とした印象を与えないよう、使用する色数や文字の量に注意する。

3 杉村老松線 国道41号 その他の道路

高彩度色とは、彩度12を超える色を目途とします。  
高彩度色などの目立ちやすい色は、周辺の街並みや広告物等から浮き出でしまい、不調和となるおそれがありますので、最小限にとどめてください。  
また、反射などを考慮し使用する素材などに注意してください。

地色とは、文字や図柄以外の部分で、主に背景となる色をいいます。

補色関係とは、赤と緑、紫と黄などのコントラストが一番強い色の組合せをいいます。  
コントラストの強い配色をすると、互いに強調し合い、彩度が上がったように見えるので、使用には十分配慮してください。

照明など

43



点滅する広告物、輝度に変化する広告物、表示に動きのある広告物又は音響を伴う広告物は設置しない。

ただし、周辺環境への十分な配慮を行うもので、公共性の高いものや景観上デザインが優れていると市長が特に認めたものについては、この限りでない。

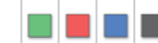
44



住宅地であることから、周辺の景観を損なわないように、広告照明の方向及び照度などは十分注意する。

電光表示装置

45



電光表示装置を使用する広告物は設置しない。

ただし、表示に動きがないなど、周辺環境への十分な配慮を行うもので、公共性の高いものや景観上デザインが優れていると市長が特に認めたものについては、この限りでない。

電光表示装置とは、電光ニュースその他の電光表示装置、および映像（レーザー光線による場合を含む。）により建築物又は工作物の壁面に直接表示される広告物をいいます。

3 杉村老松線 国道41号 その他の道路

広告物

屋上広告

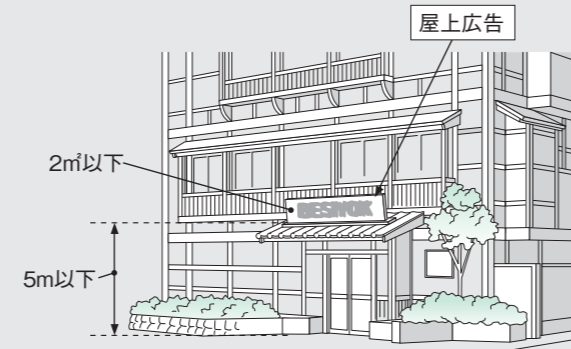
46



屋上広告は設置しない。

ただし、1つの表示面の表示面積が2㎡以下で、下端の高さが5m以下のもの、かつ、街並みとの調和に十分な配慮を行うもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。

屋上広告とは、建築物の屋上に設置する広告塔および広告板のことをいいます。



ただし書きの例

横型のデザインを推奨します。また、骨組み、支柱などの構造体は目立たないよう配慮してください。

壁面広告とは、建築物または工作物の壁面を利用して設置される広告物をいい、懸垂幕なども含まれます。



やむを得ず表示する場合の例

壁面広告

47



1つの表示面の表示面積は2㎡以下とする。

48



窓面を利用した広告物は設置しない。

ただし、やむを得ず表示する場合は、切り抜き文字を使用するなど、景観上の配慮を行う。

数量

49



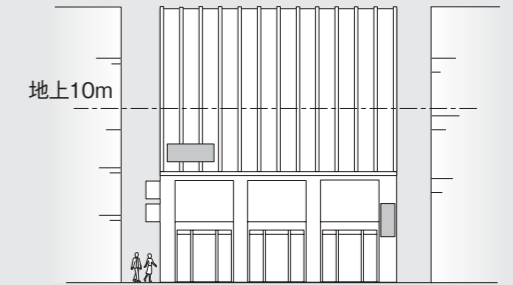
屋上広告及び壁面広告の表示面積の合計は、一壁面につき5㎡以下とする。  
(各広告物の表示面積は鉛直投影で計算する。)

50



屋上広告及び壁面広告の表示面積の合計は、当該広告物が設置された建築物の壁面面積の1/20以下とする。

ただし、一壁面の面積が100㎡未満の建築物については、5㎡以下とする。  
(各広告物の表示面積及び建築物の壁面面積は鉛直投影で計算する。)



●3筋、その他の道路

$\square + \square \leq 5\text{m}^2$

●杉村老松線、国道41号

$\square + \square \leq \text{壁面面積の} 1/20$

壁面面積とは、壁面の鉛直投影面積のことをいい、その算定にあたっては、壁部分だけでなく、窓、開口部も含まれます。

広告物

突出広告

51

道路（杉村老松線及び国道41号以外）  
上空に突き出さない。

52

突出幅は、建築物の壁面から1m以下とする。

53

1つの表示面の表示面積は、以下のとおりとする。

- ・〔3筋、その他の道路〕 …0.5㎡以下
- ・〔杉村老松線、国道41号〕 …1㎡以下

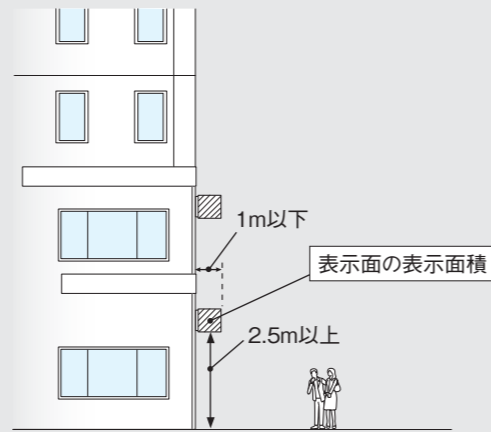
54

下端の高さは2.5m以上とする。

3 杉 国 其  
筋 村 道 他  
老 老 41 の  
松 松 号 道  
線 線 号 路

突出広告とは、建築物または工作物の側面に突出する広告物をいいます。

突出幅とは、取り付ける壁面からの出幅をいいます。  
突出幅をおさえることによって、圧迫感を減らすとともに、一定の下端の高さを確保することで、歩行者空間の広がりを確保します。



55

一壁面には、一列にまとめて設置する。

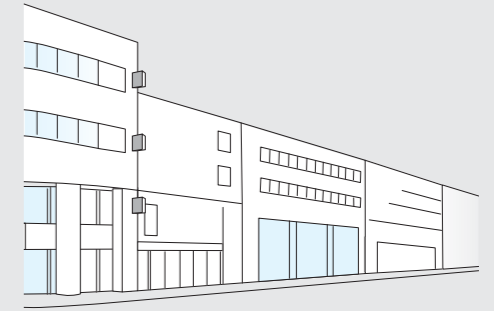
ただし、1つの表示面の表示面積が  
0.5㎡以下で、下端の高さが2.5m以上の  
ものについては、この限りでない。

56

一列にまとめて設置する突出広告の形態、意匠、色彩などは、統一感のあるものとするよう努める。

3 杉 国 其  
筋 村 道 他  
老 老 41 の  
松 松 号 道  
線 線 号 路

広告物の掲出量は最小限とし、建築物や周辺の街並みとの調和に努めてください。



一列に設置された広告物は、地色を統一するなど、すっきりとしたイメージを与えるよう配慮して下さい。

広告物

地上広告

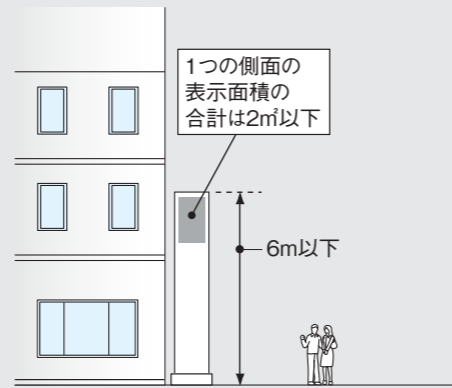
57



地上からの高さは、6m以下とし、1つの側面の表示面積の合計は2㎡以下とする。

ただし、街並みとの調和に十分な配慮を行なうもので、公共性の高いものや景観上デザインが特に優れていると市長が特に認めたものについては、この限りでない。

地上広告とは、地上に設置する広告塔、広告板のことをいいます。地上広告は周辺の街並みや建築物と調和したデザインとしてください。



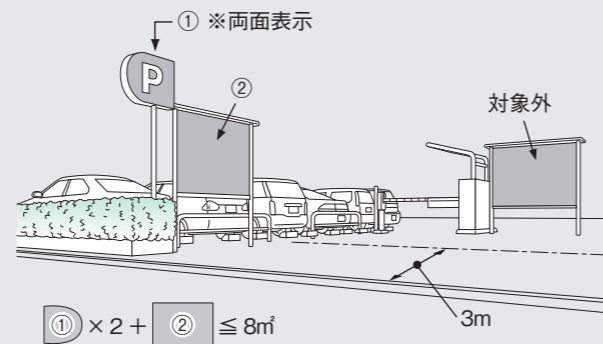
58



道路境界線から3m以内の区域に設置する地上広告の表示面積の合計は8㎡以下とする。

ただし、街並みとの調和に十分な配慮を行なうもので、公共性の高いものや景観上デザインが特に優れていると市長が特に認めたものについては、この限りでない。

コインパーキングなど、道路に面した部分の広告の掲出量は最小限とし、周辺の街並みとの調和に努めてください。



59



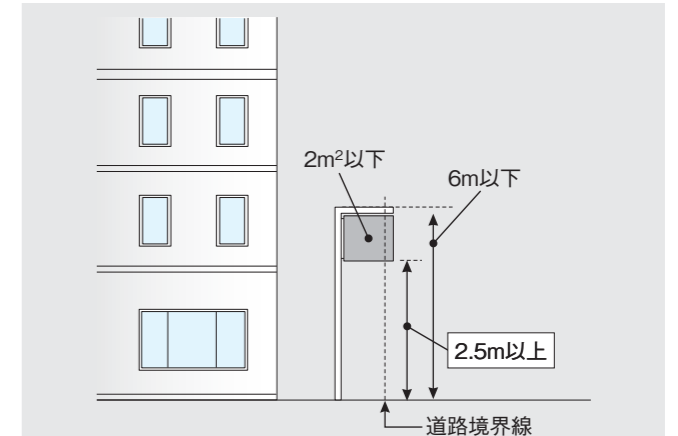
道路（杉村老松線及び国道41号以外）上空に突き出さない。

3 杉村老松線 国道41号 その他の道路

60



道路（杉村老松線及び国道41号）上空に突き出すものは、下端の高さを2.5m以上とする。



景観重要建造物などの周辺

61



景観重要建造物などの周辺においては、これとの調和に配慮する。

地区内には、景観重要建造物、都市景観重要建築物等、伝統的建造物、保存樹など景観の形成上、地域の景観を特徴づける重要な建築物など多くありますので、これらの周辺においてはその建築物などをいかした景観となるよう配慮してください。

道路上の広告物

62



道路に設置される、電柱、街路灯、消火栓標識、広域避難所誘導標識、バス停留所標識及び、バス停留所上屋については、その設置する目的以外の広告物を表示しない。

歩道など道路上への広告の掲出を最小限とするために、バス停の名称などの必要な表示以外は掲出しないようにしてください。

63



置き看板、立看板、広告旗（のぼり旗）は道路上に設置しない。

置き看板やのぼり旗などを道路上に置くことは法律で禁止されています。これらは、街の景観を損ねるだけでなく、歩行者の安全性からも問題となりますので、敷地内に収めて設置してください。



## 都市景観形成地区内における行為の届出について

### 届出対象となる行為

- ・都市景観形成地区内で建築物、工作物の新築等を行う場合には、景観法に基づく届出が必要になります。  
※次のような場合は30万円以下の罰金に処されます。（景観法第百二条）
  - 届出をしない場合
  - 虚偽の届出をした場合
  - 届出から30日を経過せずに届出行為に着手した場合（市長が期間を短縮した場合を除く）
- ・屋外広告物の設置等を行う場合には、屋外広告物条例に基づく許可申請等が必要になります。この場合、都市景観形成地区内では、景観形成基準の中で規格となっているものに適合しない場合、許可されません。  
※次のような場合は50万円以下の罰金に処されます。（屋外広告物条例第36条）
  - 許可が必要なのに許可を受けなかった場合
  - 禁止されている地域や物件に掲示した場合 など

### 自家用広告物の届出

- ・都市景観形成地区内において表示面積の合計が5㎡を超え10㎡以下で、表示又は設置の期間が30日を超える自家用広告物を掲出する場合には、屋外広告物条例に基づく届出が必要となります。

### 大規模建築物等の届出

- ・都市景観形成地区内で、大規模建築物等（高さ31mを超える建築物等）の新築等を行う場合には、別に定められている景観形成基準にも適合しなければなりません。

### 届出対象とならない行為

- ・通常の管理行為、軽易な行為
- ・地下に設ける建築物、工作物の建築等
- ・仮設の工作物の建設等
- ・法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- ・消火設備
- ・非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ・景観重要建造物について、市長の許可を受けた行為
- ・景観計画に整備に関する事項が記載された景観重要公共施設の整備として行う行為
- ・景観重要公共施設について、道路占用許可等を受けて行う行為
- ・工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する建築物で仮設のもの
- ・都市景観形成地区内の道路から望見できない部分のみの増築、改築、又は外観を変更することとなる修繕等を行う建築物又は工作物
- ・都市景観形成地区の区域外に位置する部分のみの増築又は改築で、当該増築又は改築に係る部分の延べ面積が従前の延べ面積の2分の1を超えないもの
- ・都市景観形成地区の区域外に位置する部分のみの増築又は改築を行う工作物
- ・都市景観形成地区の区域外に位置する部分のみの外観を変更することとなる修繕等を行う建築物又は工作物
- ・修繕等を行う外壁の面積が10㎡以下である建築物又は工作物 など

### 町並み保存事業の届出について

2ページに示す「白壁・主税・榎木町並み保存地区」内で、建築物等の新築、増改築、除却等を行う場合には、名古屋市町並み保存要綱に定められている届出をお願いします。

## 都市景観形成地区の内外にまたがる場合の基準の適用



### 建築物

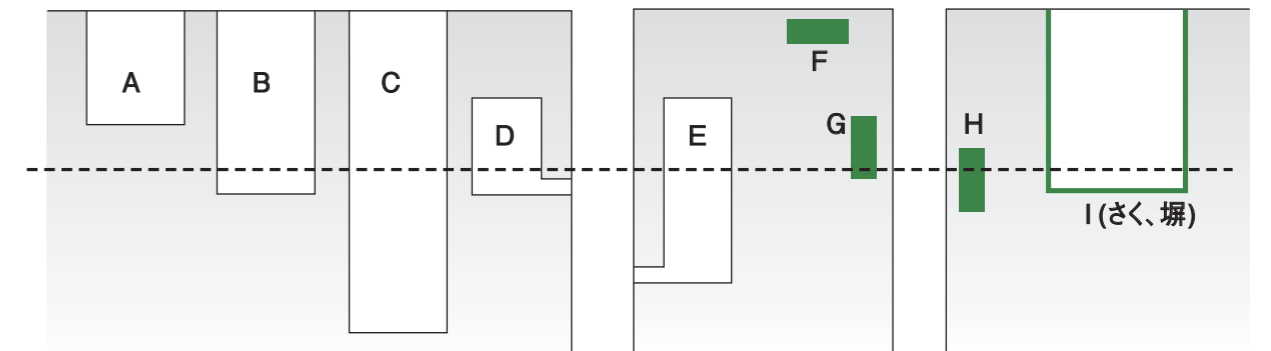
- ・敷地が区域内の道路に面しているもの
- ・敷地の過半が地区内にあるもの

A、B、C、Dの場合 … 基準を適用します。  
Eの場合 …… 基準を適用しません。

### 工作物

- ・区域内の道路に面しているもの
- ・地区内に設置するもの

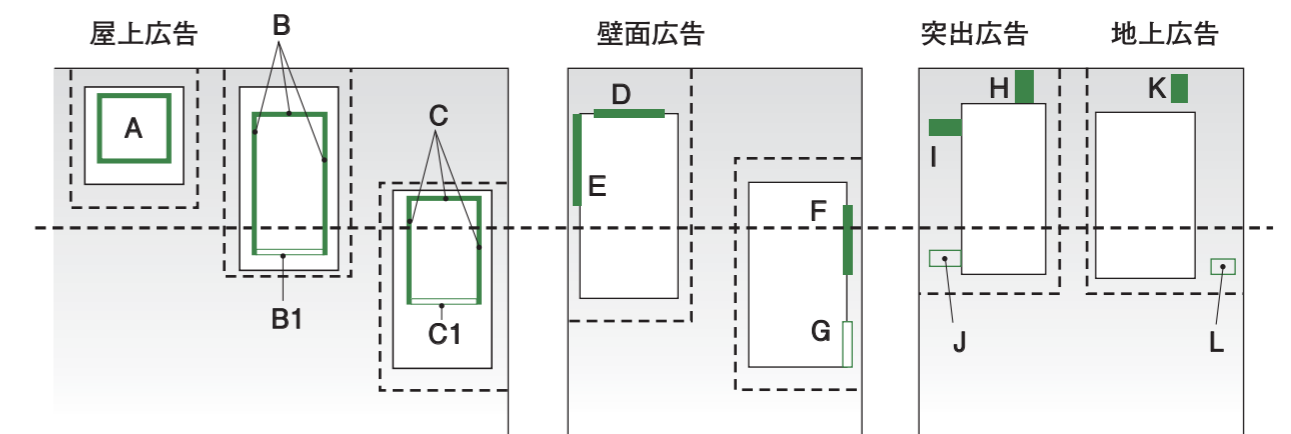
F、G、H、Iの場合 …… 基準を適用します。



### 広告物

- ・地区外に設置するものは基準を適用しません（ただし、屋外広告物の許可申請は必要となります。）

A、B、C、D、E、F、H、I、K …… 基準を適用します。  
B1、C1、G、J、L …… 基準を適用しません。



## 既存のものへの基準の適用

- ・平成24年3月1日に既に存する建築物、工作物および広告物については、基準を適用しません。ただし、広告物については、必要なものにあつては、屋外広告物継続許可申請時等に協力を要請します。